

第3回 羅臼町地域公共交通活性化協議会

日時：令和7年11月27日(木)

午後1時30分

場所：羅臼町役場 1階会議室

議 題

1) コミュニティワゴンの実証社会実験について（報告事項）

・10月末までの利用状況

・11月からの実証社会実験

2) 地域公共交通計画(案)について

3) その他

次回の会議は

○令和7年度実証社会実験運行 ワゴン車(9人乗)使用 平日運行結果表

【期間 令和7年4月25日(金)～令和7年10月31日(金)】

・平日 月・水・金曜日(休日を除く)運行

・阿寒バス(株)バス停を基本利用として、ニコット羅臼店(知昭町経由)で運行

(令和7年 10月31日 現在)

実人数	315	延べ人数	538
-----	-----	------	-----

平均利用者数
538名÷76日÷7.0名

(令和7年 9月26日 ～ 10月31日 まで)

実人数	74	延べ人数	134
-----	----	------	-----

平均利用者数
134名÷15日÷8.9名

ー 以下、令和7年9月26日開催の第2回協議会資料の再掲 ー

○令和7年度実証社会実験運行 マイクロバス(29人乗)使用 土曜日運行① **結果**

【期間 令和7年5月3日(土)～令和7年6月28日(土)】

・9回の運行を予定していたが、悪天候に1回運休となり計8日に運行となった。

・阿寒バス(株)バス停を基本利用として、ニコット羅臼店(知昭町経由)で運行

・委託先:阿寒バス(株)

実人数	15	延べ人数	28
-----	----	------	----

平均利用者数
28名÷8日÷3.5名

○令和7年度実証社会実験運行 ワゴン車(9人乗)使用 土曜日運行② **結果**

【期間 令和7年8月2日(土)～令和7年9月27日(土)】

※会議翌日の9/27の利用者0名

・事前に電話予約による試験運行を実施中。3回予約運行有(R7.9.20現在)

・羅臼町体育館(らうすぽ)も乗り場を設置して運行

・事前予約があった乗車場所・時間(下車場所・時間)のみ運行

・事前予約や周知等の事務も業務委託し実施

・委託先:NPO法人羅臼スポーツクラブ らいず

実人数	5	延べ人数	10
予約数	3件		

平均利用者数
10名÷3日÷3.3名

○令和7年度実証社会実験運行 ワゴン車(9人乗)使用 平日運行 実施中

【期間 令和7年11月5日(水)～令和8年3月27日(金)予定】 ※後期※

・平日 月・水・金曜日(休日を除く)運行

・阿寒バス(株)バス停を基本利用として、ニコット羅臼店(知昭町経由)で運行

(令和7年 11月21日 現在)

実人数	34	延べ人数	61
-----	----	------	----

平均利用者数

61名÷8日÷7.6名

○令和7年度実証社会実験運行 ワゴン車(9人乗)使用 平日運行 終了

【期間 令和7年4月25日(金)～令和7年10月31日(金)】 ※前期※

・各便の乗車人数、乗車率(男女別)について

①便 9:00発 阿寒バス営業所発～植別橋着	乗車		下車	
	男性	女性	男性	女性
人数(人)	53	98	52	95
乗車率(%)	9.85%	18.22%	9.67%	17.66%
②便 9:32発 植別橋発～羅臼診療所着	乗車		下車	
	男性	女性	男性	女性
人数(人)	59	105	51	58
乗車率(%)	10.97%	19.52%	9.48%	10.78%
③便 10:25発 羅臼診療所発～岩見橋詰着	乗車		下車	
	男性	女性	男性	女性
人数(人)	10	27	11	56
乗車率(%)	3.17%	8.57%	3.49%	17.78%
④便 10:58発 岩見橋詰発～羅臼診療所着	乗車		下車	
	男性	女性	男性	女性
人数(人)	2	41	10	55
乗車率(%)	0.63%	13.02%	3.17%	17.46%
⑤便 11:46発 羅臼診療所発～植別橋着	乗車		下車	
	男性	女性	男性	女性
人数(人)	25	42	25	50
乗車率(%)	7.94%	13.33%	7.94%	15.87%
⑥便 12:17発/12:46着 植別橋発～羅臼診療所着	乗車		下車	
	男性	女性	男性	女性
人数(人)	15	44	15	44
乗車率(%)	4.76%	13.97%	4.76%	13.97%

羅臼町地域公共交通計画 (案)

羅臼町地域公共交通計画

第1章 はじめに

- 1.1 羅臼町地域公共交通計画策定の背景
- 1.2 羅臼町の位置及び特性
- 1.3 計画区域
- 1.4 計画期間

第2章 関連計画に示された方向性

- 2.1 関係法令
- 2.2 羅臼町における上位計画の整理
- 2.3 北海道における関連計画の整理

第3章 地域及び公共交通の現状と課題

- 3.1 地域の現状
- 3.2 公共交通の現状
- 3.3 羅臼町地域公共交通のニーズ
- 3.4 現状の問題点及び課題の整理

第4章 羅臼町地域公共交通計画の基本方針

- 4.1 基本理念
- 4.2 施策を展開していく上での基本方針
- 4.3 基本方針に基づく施策体系
- 4.4 羅臼町公共交通の運行ルート

第5章 基本方針に基づく施策

- 5.1 公共交通の役割
- 5.2 施策の内容の整理
- 5.3 施策のスケジュール

第6章 持続可能な施策推進に向けた目標値の設定

- 6.1 評価指標及び数値目標
- 6.2 数値目標の測定方法

第7章 計画の推進体制

- 7.1 計画推進状況の評価推進体制
- 7.2 今後の協議会開催スケジュール

第1章 はじめに

本章では、羅臼町地域公共交通計画策定の背景と目的、計画区域、計画期間などを記載します。

1.1 羅臼町地域公共交通計画策定の背景と目的

地域公共交通は、住民の豊かな暮らしの実現や地域の社会経済活動に不可欠な社会基盤ですが、少子高齢化と人口減少社会の進行により輸送需要の減少、また近年の働き手不足の深刻化により大変厳しい状況に置かれています。

今、持続可能な交通手段の維持・確保のため、また公共交通を活性化させるため、羅臼町の公共交通の再構築が求められています。

根室・釧路管内の交通事情においては、民間事業者により運営されている生活路線バスは、自治体が運行経費を助成することにより路線を維持していますが、自家用車の普及や少子化の進行、感染症の流行に伴う利用者の減少のほか、燃料価格の高騰などにより運行経費の助成額は年々大きく膨らんでいる状況です。

令和6年度から試験的に運行したコミュニティワゴン(実証社会実験)は、利用者ニーズの把握に努めるとともに、接続効果による既存の公共交通の活性化策となりうるかを試みました。

この実証社会実験は、町事業として、買い物支援型やバスダイヤの空白時間を埋める策として、既存のバス停を活用した町内巡回型など実施しました。

その利用者から様々なご意見・ご要望を得ることができましたので、これらをベースに持続可能な運行体制の確立を目指し、また何より利便性の向上を図ることを目的として、これからの当町にあった計画づくりをしていくこと。また併せて、高齢者等が運転免許証を自主返納された場合でも生活に支障が出ないように、地域公共交通の再構築を図る「羅臼町地域公共交通計画」を策定します。

1.2 羅臼町の位置及び特性

羅臼町は、北海道の北東端、原生の自然環境を有する知床半島の東側に位置し、知床連山を境に斜里町と、海岸沿いには標津町と隣接しています。

面積は、397.72平方キロメートル、南北に約64キロメートル、東西に約8キロメートルと細長い形状で町域の約95パーセントが森林を占めています。

根室管内の中核都市である中標津町までは、役場庁舎所在地から自家用車で約1時間、バスでは約1時間半の距離にあります。

海岸線に沿って、住居が点在する地域特性であることから、バスサービスについては、道内の中では比較的高いレベルのバスサービスとなっています。

1.3 計画の区域

本計画の対象区域は、「羅臼町全域」とします。

1.4 計画の期間

計画の期間は、2026年(令和8年度)を初年度とし、2030年(令和12年度)までの5か年とします。

第2章 関連計画に示された方向性

本章では、羅臼町地域公共交通計画の上位・関連計画として、国・北海道の公共交通に係る法や指針のほか、第8期羅臼町総合計画を上位計画とし、釧路・根室地域公共交通活性化計画を関連計画として整理します。

2.1 関係法令

2.1.1 交通政策基本法（平成25年12月施行）

同法では、交通に関する基本的認識と担うべき役割などを示し、その役割の実現に向けての国及び地方公共団体が行うべき施策が示されています。

表2-1 交通政策基本法の概要

項 目	内 容
基本的認識	○交通担当課が果たす機能 ・国民の自立した生活の確保 ・活発な地域間交流・国際交流 ・物資の円滑な流通 ○国民等の交通に対する基本的需要の充足が重要
交通の役割	○交通機能の確保・向上 ・少子高齢化の進展等に対応しつつ、以下の内容に寄与 － 豊かな国民生活の実現 － 国際競争力の強化 － 地域の活力の向上 ・大規模災害への的確な対応 ○環境負荷の低減、様々な交通手段の適切な役割分担と連携、交通の安全確保
国の施策	○豊かな国民生活の実現 ・日常生活の交通手段の確保 ・高齢者、障がい者等の円滑な移動 ・交通の利便性向上、円滑化、効率化 ○地域の活力の向上 ・国内交通ネットワークと拠点の形成 ・交通に関する事業の基盤強化、人材育成等 ○国際競争力の強化、大規模災害への対応、環境負荷の低減、適切な役割分担と連携
地方公共団体の施策	○まちづくり、その他の観点を踏まえ、当該地方公共団体の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた交通に関する施策を、その施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に実施する。
キーワード	○まちづくり、その他の観点を踏まえた施策間の相互連携の下での総合的・計画的実施

2.1 関係法令

2.1.2 道路運送法(昭和26年7月施行、令和2年11月一部改正)

同法では、有償で交通を運行するに当たっての種別及び定めるべき事項やこれらを協議する場など、旅客自動車運送事業を行うに当たり必要となる手続内容等について定めています。

表2-2 道路運送法の概要

項 目	内 容
目 的	○道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の促進を図ること。 ○道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進すること。
定める運行の種別	○事業用旅客自動車運送事業(3条) ・一般乗合旅客自動車運送事業 － 路線定期運行 － 路線不定期運行 － 区域運行 ・一般貸切旅客自動車運送事業 ・一般乗用旅客自動車運送事業 ・特定旅客自動車運送事業 ○一般乗合旅客自動車運送事業者による運行が困難な場合における一時的な需要のための運送(21条) ○自家用有償旅客運送(78条) － 交通空白有償運送 － 福祉有償運送
運行にあたって定める事項	○事業計画 ・路線又は営業区域 ・停留所の名称、位置、停留所間の距離 ・主たる事務所及び営業所の名称、位置 ・営業所に配置する事業用自動車の数 ・自動車車庫の位置及び収容能力 ○運行計画 ・運行系列(ルート) ・運行回数 ・運航時刻 ○運賃 ・上限運賃(上限の範囲内で実施運賃を届出) ・協議運賃(地域公共交通会議において運賃の協議が行われ、協議が調ったもの)

※路線定期運行：決められた時刻に決められたルートを走行して所定のバス停で乗降する

※路線不定期運行：決められたルートを走行して、所定のバス停で乗降するが、起点又は終点の時刻が不定である運行

※区域運行：運行ルートを設定せず、またバス停設置を必須としないで指定エリア内で予約のあった乗降場所を巡回

2.1 関係法令

2.1.3 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

(平成19年5月施行、令和2年11月一部改正)

同法では、地域公共交通計画の策定に当たって、「まちづくりなど様々な分野と連携した地域公共交通ネットワークの形成」が求められるとともに、持続可能な地域公共交通の構築に向け、「地域における輸送資源の総動員」による地域公共交通の維持・確保に向けた具体策を盛り込むことができるようになりました。

表2-3 地域公共交通の活性化及び改正に関する法律における改正の概要

項 目	内 容
改正の背景	○人口減少の本格化、運転手不足の深刻化等に伴い、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増す中、高齢者の運転免許の返納が年々増加する等、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要。 ○加えて、多様な関係者が連携し、地域経済社会の発展に資する交通インフラを整備することにより、生産性向上を図ることも必要。
改正の概要	○地域が自らデザインする地域の交通 ・地方公共団体による「地域公共交通計画」の策定 － 地方公共団体による地域公共交通計画作成が努力義務化 － バス・タクシー等の従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客輸送、福祉輸送、通学バス等)も計画に位置付け、きめ細やかに対応(情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮) － 定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等、データに基づくPDCAを強化 ・地域における協議の促進 ○地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実 － 様々な補助メニューや制度を創設 ・輸送資源の総動員による移動手段の確保 － 地域に最適な旅客輸送サービスの継続(地域旅客運送サービス継続事業) － 自家用有償旅客運送の実施の円滑化 － 貸客混載に係る手続の円滑化 ・既存の公共交通サービスの改善、運賃の設定(地域公共交通利便性増進事業) － MaaS※の円滑な普及促進に向けた措置

※MaaSとは、地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括して行うサービス。

2.1 関係法令

表2-4 計画改正前後の概要

	網形成計画（改正前）	地域公共交通計画（改正後）
	「まちづくり」と「公共交通」が連携した面的な計画策定を重視	地域旅客運送サービスを「地域が自らデザインすること」を重視
計画の対象	・バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実を対象とする。	・ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃などの面からサービスを総合的に捉え改善や充実に取り組む。 ・地域の運送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる。
位置付け	・地方公共団体による作成が可能	・地方公共団体による作成を法的に努力義務化 ・基本的に全ての地方公共団体において計画の作成や実施に取り組む。
実効性確保	・可能な限り具体的な数値指標を明示 ・原則として計画期間の終了時・計画の見直し時に達成状況を評価	・定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化 ・定量的なデータに基づくPDCAサイクルの取り組みを強化
キーワード	・持続可能な地域旅客運送サービスの提供 ・運送資源の総動員による移動手段の確保 ・データに基づくPDCAサイクルの強化	

2.2 羅臼町における上位計画

2.2.1 第8期羅臼町総合計画

計画期間	令和6年度～令和13年度
将来目標	人・まち・自然いきいき 未来創造 ～魚の城下町らうす～
基本方針	自助・共助・公助による協働のまちづくり
コンセプト	今できること、今こそやるべきことへの挑戦
公共交通に関する基本目標 及び基本目標に関する 施策と内容	4.地域公共交通の充実 当町のバス運行は、通学時中心のダイヤ編成であり、診療所利用者や運転免許返納後の高齢者の交通の利便性確保が課題として挙げられています。 またバスダイヤが合わず、観光客の2次交通に障害があることなど、様々な公共交通課題が浮き彫りになっており、またハイヤーの営業時間が短く、観光客や飲食店利用時など不便を感じる機会が増えています。 町民アンケートを通して、高齢者や運転免許証のない中高生等は、日々の生活において趣味や余暇のための移動手段を求めていることや18歳から60歳代の方々は、移動手段を持ち得ているため、公共交通を求めていることなどがわかっています。 今後は、「多くの町民が満足感の得られる移動手段の実現」を目指すため、地域公共交通に係る協議会を設置し、深刻な運転手不足の解消とともに通園・通学方法や観光客需要も含めた交通空白の穴埋めとなる移動手段の検討など交通体系の利便性充実に向けた取り組みを推進します。
主な取り組み	・地域公共交通に係る協議会の設置 ・ターゲット、内容、期間等を設定した実証試験の実施 ・羅臼町地域公共交通計画の策定 ・新たな公共交通の実装 ・既存の公共交通継続のための人材雇用対策

2.3 北海道における関連計画

2.3.1 釧路根室地域公共交通活性化計画

計画期間	令和5年度～令和9年度
将来目標	行政・交通事業者など地域の関係者が連携した釧路・根室地域の持続可能な公共交通ネットワークの構築
基本方針と目標	基本方針① 地域住民や来訪者の広域移動を支える広域交通の維持・確保 目標① 中核都市や地域中心部と周辺市町村などをつなぐ広域交通ネットワークの維持・確保 基本方針② 市町村内の生活圏交通と広域交通の持続性向上、交通拠点の機能強化 目標② 幹線交通・広域交通・生活圏交通の接続の円滑化 基本方針③ 公共交通の利用促進・持続性の確保 目標③ 公共交通の利便性向上と意識情勢による利用促進 目標④ 観光資源などを活かした利用促進
目標値設定 (R9までに)	・公共交通の利用者数1,424千人を1,670千人以上とする ・公的資金が投入されている公共交通の収支率を36.8%から37.5%以上とする。 ・公共交通への公的資金投入額を723百万円から723百万円以下とする。

第3章 地域及び公共交通の現状と課題

本章では、本町における地域や公共交通の現状を整理するとともに、本計画を策定するまでに実施してきた各種調査結果を整理します。

3.1 地域の現状

3.1.1 人口

羅臼町の総人口は、昭和40年の国勢調査における8,931人をピークに、その後年々減少が続いています。

平成12年には人口が7,000人を割り、令和2年の国勢調査では4,722人まで減少、令和7年3月末時点では4,188人と4,000人を割る勢いです。

3.1.2 年齢別人口

過去20年の年齢別人口構成をみると、0歳から14歳までの年少人口は、平成16年は16%であったものが、令和5年には9%にまで落ち込んでいます。

15歳から64歳の生産年齢人口も同年で比較すると65%から57%まで減少。65歳以上の老年人口は19%から33%に増加しており、少子高齢化の進行がわかります。

この少子化により、令和8年4月から幼稚園の1園化と小学校1校化となることが決まっています。

3.2 公共交通の現状

3.2.1 羅臼町内を運行する公共交通①

本町を運行するバス路線は、阿寒バス株式会社が運行主体となり、釧路ー羅臼線3本と町内循環便(春日線4本と知円別線4本)が主に通学を目的としたダイヤ編成となっています。

※令和6年10月1日ダイヤ改正により釧路-羅臼線が1便減便しています。

また、令和8年4月より小学校・幼稚園の1校1園化のため、町内のバスダイヤの改正を検討しています。現在、町では多目的利用を含め大型バス5台を配備し、町民の各種活動を支援していますが、多目的利用の大半が学校利用のため、教育委員会が独自に運転手を雇用し、通学バスの維持・確保とバス事業者の負担軽減に努めています。

3.2.2 羅臼町内を運行する公共交通②

羅臼町にはハイヤー会社が1社あり、地域の足として運行しています。

しかしながら、現在、運転手不足により夜間の営業を再開できない状況にあります。課題として、ハイヤー運転手の確保が急務となっています。

3.2.3 コミュニティワゴンによる実証社会実験①

令和6年7月25日から10月24日までの期間、買い物支援型として、コミュニティワゴンによる実証社会実験を実施。

運行は、毎週火・水・木曜日とし、役場から町内商業店舗を循環するコースを設定。また阿寒バスが運行していない9時から13時までの交通空白の時間帯で実験しました。

3.2 公共交通の現状

3.2.4 コミュニティワゴンによる実証社会実験②

令和6年11月13日から令和7年2月26日までの期間、阿寒バスの町内循環便の空白時間を穴埋めする目的で、阿寒バスの停留所を利用した実証社会実験を実施。

この町内循環型は、毎週月・水・金曜日に運行し、阿寒バスダイヤの交通空白時間帯の穴埋めとして利用実態を検証しました。

3.2.5 コミュニティワゴンによる実証社会実験③

令和6年度高校生の一日議会の一般質問での要望により、休日のコミュニティワゴンの運行を試みました。土曜日のみの買い物支援型として、令和7年3月22日まで運行しました。

3.2.6 コミュニティワゴンによる実証社会実験④

令和7年度の実証社会実験は、昨年度実施した町内巡回型に買い物支援のコースを加えた運行ルートを毎週月・水・金曜日で実施。

また乗降り場の要望が多かった緑町を運行ルートに加えて検証しました。

3.2.7 コミュニティワゴンによる実証社会実験⑤

休日の交通空白の解消策として、阿寒バスに土曜日のみ町内巡回型の運行を委託。休日利用の実態把握に努めました。

3.2.8 コミュニティワゴンによる実証社会実験⑥

スポーツクラブらいずによる体育館を発着場所としたスポーツ・文化との共創として予約方式での実証社会実験を行いました。

3.3 羅臼町地域公共交通のニーズ

令和6年度に実施しました3.2.3、3.2.4、の2つの実証社会試験では、延べ200名が利用され、得られた利用者アンケートの集計は次のとおりです。

3.3.1 コミュニティワゴン利用者アンケートの集計結果

- ①性別 男性3名 女性16名
- ②年齢 15歳～19歳で2名。50歳～59歳が2名。
60歳～69歳が2名。70歳～79歳が4名。80歳以上が8名。無記載1名。
- ③居住地 春松地区2名。礼文町1名。市街地区13名。岬町2名。無記載1名。
- ④職業等 アルバイト1名。無職5名。小中学生2名。専業主婦4名。年金生活者7名。
- ⑤世帯での車の有無 有4名。無12名。無記載3名。
- ⑥運転できるか否か できる4名。できない13名。無記載2名。
- ⑦送迎を頼める人がいるか いる9名。 いない10名。
- ⑧運転免許証の返納 未所持6名。返納予定なし4名。返納済み3名。検討中2名。無記載4名。
- ⑨主な移動手段 自分運転の車2名。家族等の送迎4名。徒歩11名。路線バス4名。ハイヤー6名。
その他1名。
- ⑩今後コミュニティワゴンの利用 したい19名。しない0名。
- ⑪運行範囲 現行に満足12名。不満7名。
- ⑫不満の理由 ・自宅から乗り降りできない。
・運行地区が狭い。
・バス停で乗り降りしてほしい。
・緑町の公住付近まで回してほしい。
・今のルートでは不便な人がいる。
・東谷商店あたりで乗り降りできないか。
- ⑬利用料金 100円～300円が8名。300円～500円が7名。500円以上でもよい4名。利用しない0名。
- ⑭自由記載 ・岬町方面に向かう午前10時頃の便があればうれしい。
・コミュニティワゴン、大変ありがたい。
・近所の人に頼まなくても買い物ができて助かる。
・頼める人がいないので、夜間のハイヤー運行を望む。
・コミュニティワゴンの継続運行を望む。
・未成年なので、コミュニティワゴンを利用して移動できて良かった。
・コミュニティワゴンの運行が増えるとうれしい。
・冬場、月に1回でもコミュニティワゴンを運行してほしい。
・町内循環のバス運行を充実してほしい。

上記のことから、下記のとおり4点と整理します。

- 町内循環バスとコミュニティバスの接続を意識した運行が必要である。
- 500円程度の料金ならば利用するとの回答が多い。
- 高齢者世帯、独居世帯のニーズから運行ルートを検討する必要がある。
- 夜間の地域交通サービスを検討しなければならない。

3.3 羅臼町地域公共交通のニーズ

3.3.2 羅臼町の地域公共交通の運行に係る経費

羅臼町では、町民の生活移動等を支援するため、次の事業を実施しています。

令和6年度予算より

■町有バス運行に要する経費	3,842万円	※町内巡回便予算
■地域公共交通に要する経費	422万円	※人件費は除く。
■釧路－羅臼線 減収負担金	1,828万円	※8市町で精算、羅臼町負担分。

今後、これら経費の上昇が見込まれるため、町内循環バスの在り方とコミュニティワゴンの本格運行を絡めて、新たな交通網を整備し町予算の抑制を図っていく必要があります。

3.4 現状・問題点及び課題の整理

3.3.1の利用者アンケートから利用者は少ないものの、高齢者の利用者から町内商業施設を巡回する公共交通を望む声が多いことがわかりました。

阿寒バスを利用しながら、コミュニティワゴンに乗り継ぐことには不慣れであるものの、通年運行をし、ダイヤを定めていくことで高齢者などの移動困難者の利用が上がっていくことが期待できます。

また運転免許証の自主返納につながるように、高齢者への利用レクチャーを行うなど、地域交通の利用促進を図る取り組みが必要です。

土曜日等の休日運行は、高校生からの要望事項でもありましたが、利用実態としては子供たちの利用はほとんどなく、要望と利用実態の乖離があることもわかりました。

しかし、夏休みや冬休みなどの長期休暇期間に、コミュニティワゴンを利用するニーズがあるのか、実態の把握に努める必要があると考えています。

いずれにしても、現在の少人数利用を考えると、予約方式の運行(デマンド型)を検証しつつ、効果的な運行方法を模索していくことが必要と考えています。

第4章 羅臼町地域公共交通計画の基本方針

本章では、「第2章の上位、関連計画に示されたまちづくりの方向性」と「第3章 地域及び公共交通の現状と課題」を踏まえ、本計画の骨格となる基本理念を定め、方向性や施策体系を整理するとともに、本町における公共交通の将来像を示します。

4.1 基本理念

「町民の思いをつなぐ、公共交通ネットワークがつくる 住み続けたいまち」

実証社会実験を通じて、利用者ニーズと望ましい運行ルートの実現のため、現在のバスサービスを維持・確保しつつ、移動困難者の不安軽減のため、コミュニティワゴンをバスダイヤの「交通空白」の時間帯に運行させ、地域の足を充実させます。

また、持続可能な地域公共交通とするため、交通事業者と連携し、運転手確保に努めます。

4.2 施策を展開していく上での基本方針

基本理念実現のため、施策を総合的かつ一体的に展開していく上で、基本方針を以下のとおり設定します。

【基本方針】

1. 町民の移動ニーズと交通空白の解消に即した公共交通の提供
2. 交通体系の維持・確保のための、運転手確保対策
3. 地域公共交通の利用促進に向けた町民の意識醸成
4. 町民の広域的な移動を支援する広域生活交通路線の維持

4.3 基本方針に基づく施策体系

基本理念実現にむけて、地域公共交通の基本方針に基づき、以下のとおり、施策体系を整理します。

基本方針1. 町民の移動ニーズと交通空白の解消に即した公共交通の提供

- ・既存交通の維持・確保と、コミュニティワゴンの通年運行
- ・通学中心のダイヤ編成を維持しつつ、現状にあったバスダイヤの改正
- ・公共施設等へのアクセスの充実

基本方針2. 交通体系の維持・確保のための運転手確保対策

- ・交通事業者への支援
- ・交通事業者との共同による運転手雇用対策
- ・デマンド方式による交通体系の確立

基本方針3. 地域公共交通の利用促進に向けた町民の意識醸成

- ・町民にわかりやすい情報提供
- ・公共交通の利用につながる施策の提供

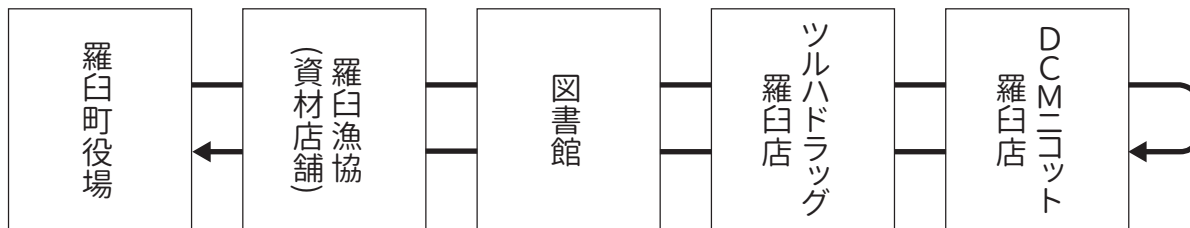
基本方針4. 町民の広域的な移動を支援する地域間幹線系統の維持

- ・広域生活交通路線の維持に向けた行政支援の継続

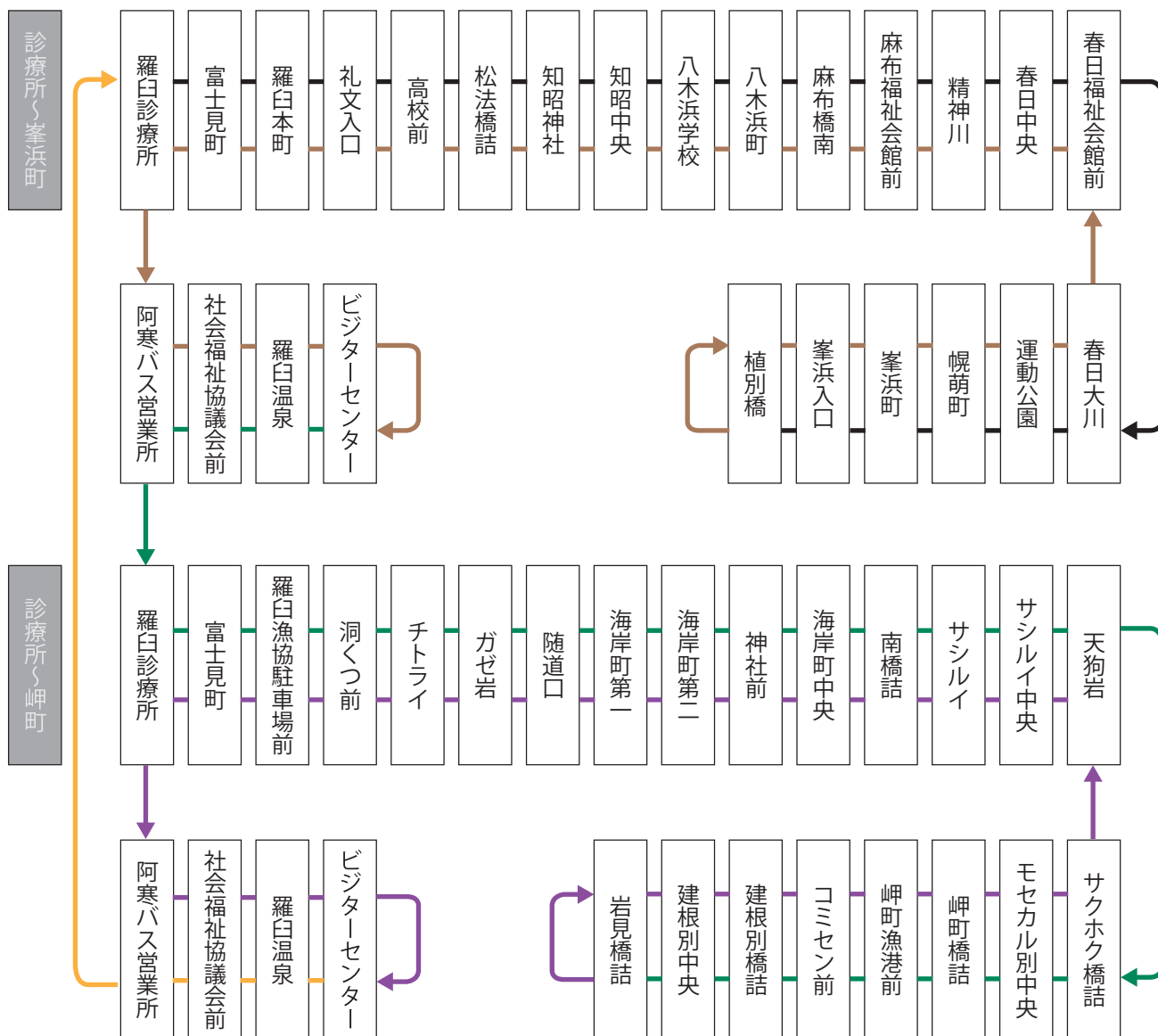
4.4 羅臼町公共交通の運行範囲

本計画の公共交通の運行範囲は、次のとおりです。

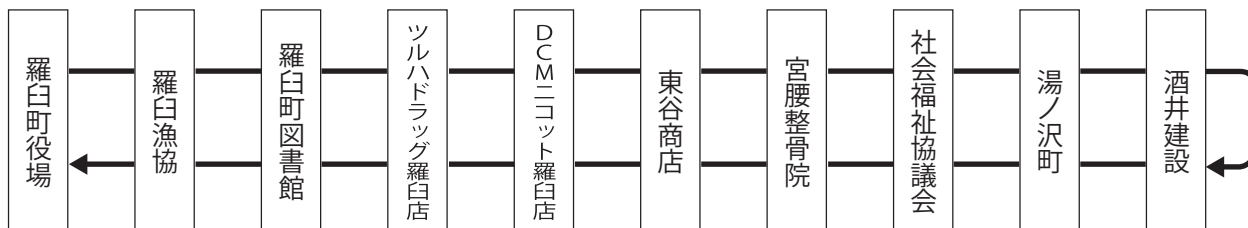
R6.7月～町内運行(買物支援型)



R6.11月～町内運行(町内巡回型)



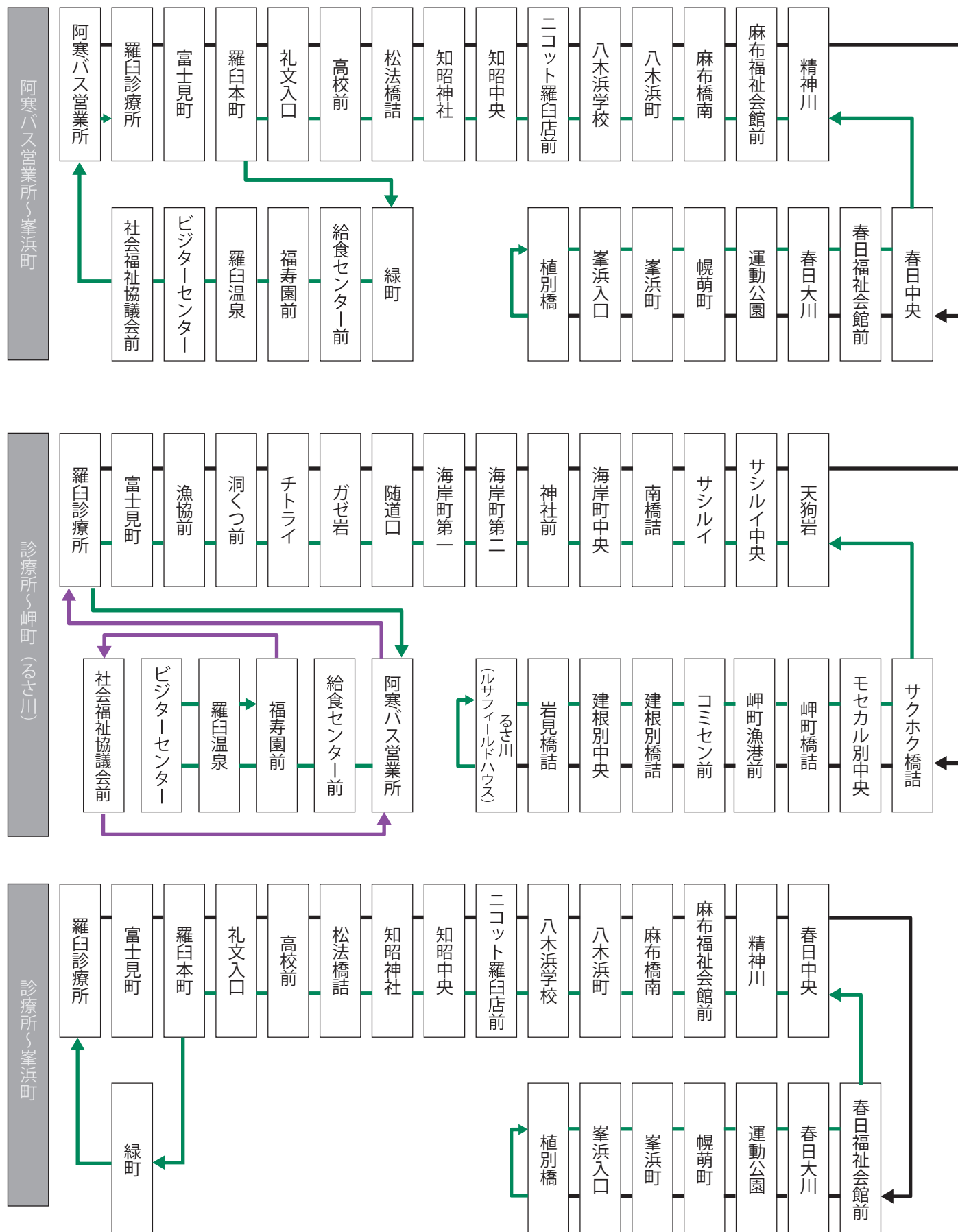
R6.7月～町内運行(買物支援型第2弾)



4.4 羅臼町公共交通の運行範囲

本計画の公共交通の運行範囲は、次のとおりです。

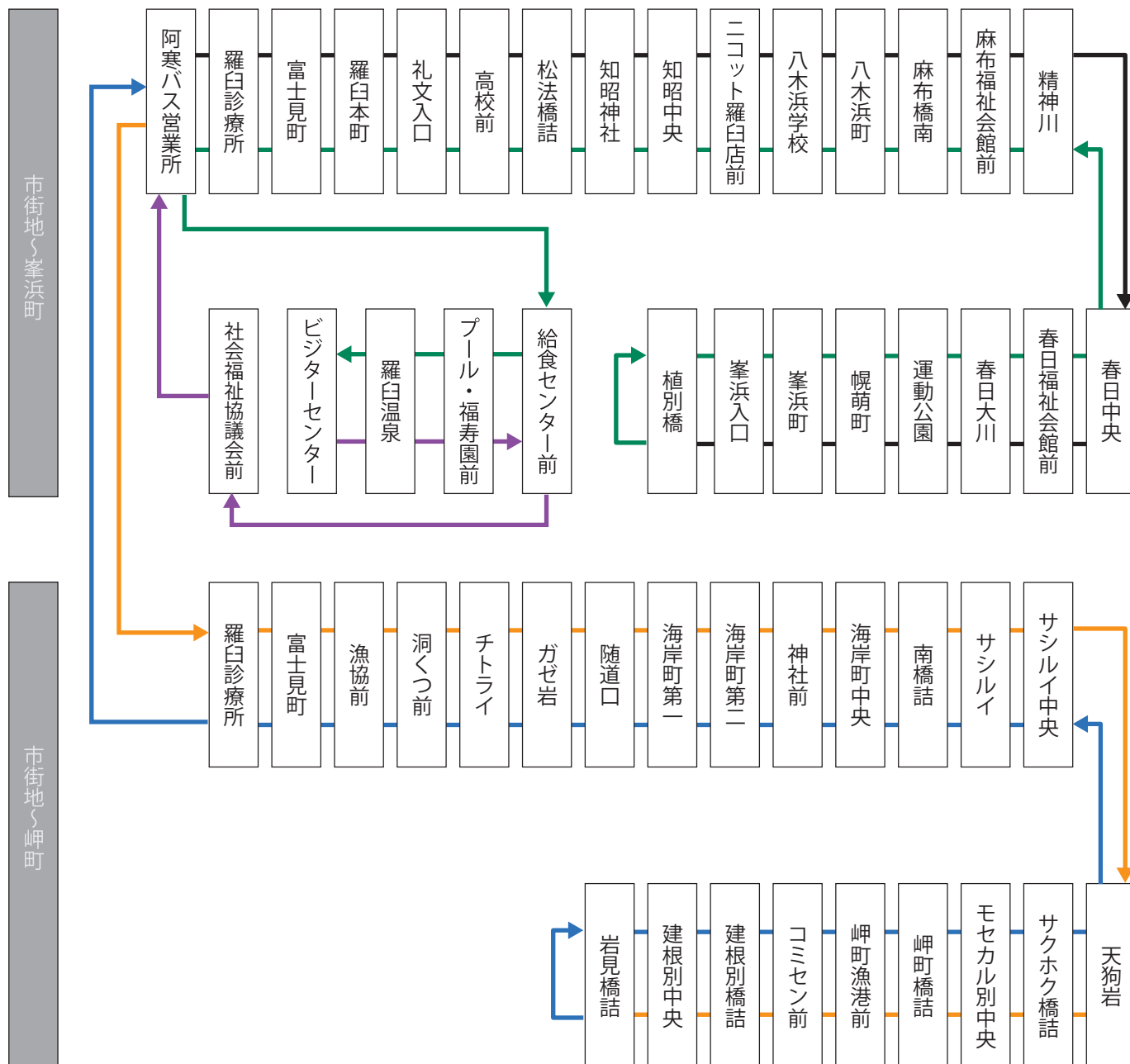
R7.4月25日～10月31日 町内運行(平日 月・火・金)



4.4 羅臼町公共交通の運行範囲

本計画の公共交通の運行範囲は、次のとおりです。

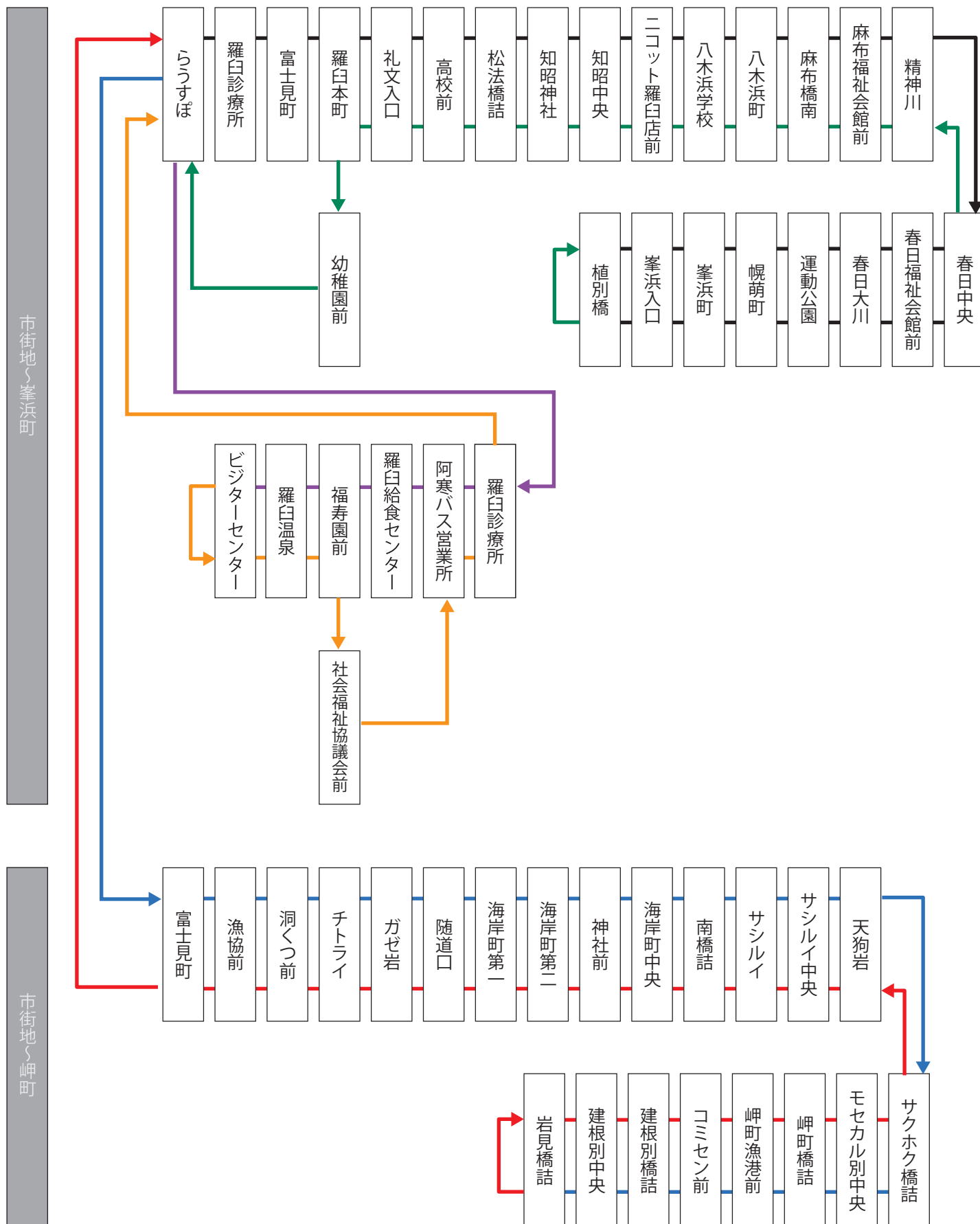
R7.5月3日～6月28日 町内運行(土曜日)



4.4 羅臼町公共交通の運行範囲

本計画の公共交通の運行範囲は、次のとおりです。

R7.8月～ 町内運行(土曜日・利用予約制)



4.4 羅臼町公共交通の運行範囲

本計画の公共交通の運行範囲は、次のとおりです。

R7.11月5日～R8.3月27日 町内運行(平日 月・火・金)



第5章 基本方針に基づく施策

本章では、基本理念を実現するため、基本方針に基づく、より具体的な施策内容の整理と施策実施スケジュールを検討します。

5.1 公共交通の役割

本町で運行している公共交通の役割を下記に示します。

路線バス	通学や通院、買い物のほか、日々の生活に重要な移動手段としての役割。町民の広域的な外出を確保するために維持が必要。
ハイヤー	町民等の路線バスなどでは賄いきれない移動を支える役割。町民等のより自由で快適な移動手段として、営業時間の拡大が必要。
コミュニティワゴン	市街地での買い物や通院等を目的とする高齢者等の重要な移動手段としての役割。町民の自由な外出を確保するため、継続運行が必要。
スクールバス	路線バスに乗れない子どもたちため、教育委員会が独自で峯浜地区の子どもたちを送迎する役割。
デマンド型サービス	本計画期間中に、デマンド型サービスを検討、確立する必要がある。

5.2 施策の内容の整理

5.2.1 基本方針1に関連する施策

計画期間内に進める施策は以下のとおりです。

【基本方針1】町民の移動ニーズと交通空白の解消に即した公共交通の提供

- ・既存交通の維持・確保と、コミュニティワゴンの通年運行
阿寒バスの路線バスを維持・確保しつつ、町が事業主体となったコミュニティワゴンを通年運行していきます。
- ・通学中心のダイヤ編成を維持しつつ、現状にあったバスダイヤの改正
コミュニティワゴンの効果的な運行により、バス事業者の負担軽減を図ります。
- ・公共施設等へのアクセスの充実
路線バスとコミュニティワゴンの運行ルートを接続させ、公共施設等へのアクセスの充実を図ります。

5.2 施策の内容の整理

5.2.2 基本方針2に関連する施策

計画期間内に進める施策は以下のとおりです。

【基本方針2】交通体系の維持・確保のための運転手確保対策

・交通事業者への支援

継続したバス運行のため、行政支援を継続します。

運転免許取得のための補助制度の創設を検討します。

・交通事業者との共同による運転手雇用対策

移住施策や地域おこし協力隊の募集など、事業者と連携した雇用対策を実施していきます。

・デマンド方式による交通体系の確立

交通事業者に拘らず、町内事業者に地域交通への参入や、地域公共交通活性化協議会での実証社会実験を実施していきます。

5.2.3 基本方針3に関連する施策

計画期間内に進める施策は以下のとおりです。

【基本方針3】地域公共交通の利用促進に向けた町民の意識醸成

・町民にわかりやすい情報提供

地域交通全体の運行ルート及び、ダイヤの周知など身近に感じられる情報を提供し利用促進を図ります。

・公共交通の利用につながる施策の提供

町内会や老人クラブなどへの出前事業や、公共交通を利用した事業提供を継続実施していきます。

5.2.4 基本方針4に関連する施策

計画期間内に進める施策は以下のとおりです。

【基本方針4】町民の広域的な移動を支援する地域間幹線系統の維持

・地域間幹線系統の維持に向けた行政支援の継続

釧路根室地域公共交通活性化計画に則り、関係団体と連携した支援を継続します。

5.3 施策実施のスケジュール

5か年のスケジュールは以下のとおりです

基本方針	項目	R8	R9	R10	R11	R12
1	コミュニティワゴンの通年運行	→	→	→	→	→
1	バスダイヤの改正		→			→
1	路線バスとコミュニティワゴンの接続		→			→
2	交通事業者への行政支援	→	→	→	→	→
2	運転免許取得のための補助制度		→	→	→	→
2	運転手の募集対策	→	→	→	→	→
2	町内事業者の地域交通への参入（共創）	→	→	→	→	→
2	実証社会実験の継続	→	→	→	→	→
3	交通ダイヤの周知などの情報提供	→	→	→	→	→
3	公共交通を利用した事業提供	→	→	→	→	→
4	釧路 - 羅臼線継続のための行政支援	→	→	→	→	→

第6章 持続可能な施策推進に向けた目標値の設定

本章では、施策推進状況を確認しながら、各種事業を持続的に実施していくための評価指標及び目標値を設定するとともに、目標値の測定方法を整理します。

6.1 評価指標及び数値目標

本計画の施策の推進状況を確認するため、以下の目標値を設定し、計画及び施策確認を行います。

表6-1 評価指標に係る数値目標

評価指標	単位	現況値	R8	R9	R10	R11	R12
コミュニティワゴンの利用者数	人 / 年	121	300	360	432	518	621
コミュニティワゴンの満足度	%	50	70	75	80	85	90
予約式の利用者数	人 / 年	5	50	60	72	86	103
予約式の満足度	%	50	70	75	80	85	90
町内バス利用者数	人 / 年	43,597	43,500	43,400	43,300	43,200	43,100
町内バス路線の数	本 / 日	8	8	7	7	6	6
釧路 - 羅臼線の数	本 / 日	3	3	3	3	3	3

※現況値については、令和6年度及び令和7年度実績値を用いる。

6.2 数値目標の測定方法

数値目標の評価に必要なデータの測定方法は以下のとおりです。

評価指標	調査手法概要等
コミュニティワゴンの利用者数	利用者の延べ人数データとする。
コミュニティワゴンの満足度	利用者アンケートにおいて測定する。
予約式の利用者数	事業者から延べ人数データの提供。
予約式の満足度	利用者アンケートにおいて測定する。
町内バスの利用者数	交通事業者から延べ人数データを提供。
町内路線バスの数	交通事業者からデータを提供。
釧路 - 羅臼線の数	交通事業者からデータを提供。

※評価の実施は、協議会で行うものとする。

第7章 計画の推進体制

本章では、本計画を推進するにあたり、計画推進状況の評価などの体制や協議会の実施スケジュールを整理します。

7.1 計画推進状況の評価推進体制

本計画の推進にあたり、定期的なモニタリング調査や利用者からの評価を通じ、施策の実施効果や変化する社会情勢との適合性などを検証し、適宜、計画の見直しを行うことが重要と考えますので、毎年、羅臼町地域公共交通活性化協議会を開催し、その評価・検証を図ります。

【羅臼町地域公共交通活性化協議会の・役割】

区分	組織名	評価指標のための役割
交通事業者等	阿寒バス株式会社	町内路線の利用状況
	羅臼ハイヤー株式会社	利用者数の情報提供
	羅臼町社会福祉協議会	福祉バスの利用状況
	私鉄総連阿寒バス支部	管内の利用状況
町民	羅臼町連合町内会	公共交通の利用促進
	羅臼町老人クラブ連合会	公共交通の利用促進
	知床羅臼町観光協会	公共交通の利用促進
道路管理者	釧路開発建設部中標津道路事務所	運行ルート等の情報提供
	釧路総合振興局釧路建設管理部	運行ルート等の情報提供
	羅臼町	運行ルート等の情報提供
運輸支局	北海道運輸局釧路運輸支局	計画推進のための助言等
北海道・振興局	根室振興局地域政策課	計画推進のための助言等
北海道警察	釧路方面本部中標津警察署	計画推進のための助言等
有識者	北海道大学大学院工学研究院	計画推進のための助言等
羅臼町	副町長以下、関係課	各種データの情報提供

7.2 今後の協議会開催スケジュール

羅臼町地域公共交通活性化協議会は、3月に総括と事業計画の説明、11月に中間評価と翌年度の事業案を議題とし、毎年開催していくものです。

また、バスダイヤの改正や、サービス拡大、縮小に関する事案が発生した場合は、適宜、協議会を開催し、情報共有に努めるものとします。

また2029年(令和11年度)には、次期計画を策定します。